

議第 130 号

専決処分の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成 29 年 11 月 13 日

近江八幡市長 富士谷 英 正

---

専決処分の承認を求めることについて

次の事件については、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

平成 29 年度近江八幡市一般会計補正予算（第 3 号）

平成２９年度近江八幡市一般会計補正予算（第３号）

次のとおり平成２９年度近江八幡市一般会計補正予算（第３号）を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき、専決処分する。

平成２９年９月２８日

近江八幡市長 富士谷 英 正

## 平成29年度 近江八幡市一般会計補正予算（第3号）

平成29年度近江八幡市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 45,615 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 35,011,883 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位:千円)

| 款       | 項      | 補正前の額      | 補 正 額  | 計          |
|---------|--------|------------|--------|------------|
| 14 県支出金 |        | 2,451,677  | 45,615 | 2,497,292  |
|         | 3 県委託金 | 16,108     | 45,615 | 61,723     |
| 歳 入 合 計 |        | 34,966,268 | 45,615 | 35,011,883 |

歳 出

( 単位 : 千円 )

| 款     | 項     | 補正前の額      | 補 正 額  | 計          |
|-------|-------|------------|--------|------------|
| 2 総務費 |       | 6,532,164  | 45,615 | 6,577,779  |
|       | 4 選挙費 | 40,746     | 45,615 | 86,361     |
| 歳 出   | 合 計   | 34,966,268 | 45,615 | 35,011,883 |

## 提案理由

去る平成29年9月28日の衆議院の解散に伴う、10月10日公示、22日投票の開票の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行経費として、総務費において、国選挙執行事業で人件費及び物件費等を追加し、これらの財源については、県支出金を充当したものである。

以上専決事件（予算1件）について、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、議会の承認を得たく本議案を提出するものである。